

知らなかったでは済まされない！

一般社団・財団法人の設立・運営と会計・税務のポイント

一般社団法人、一般財団法人を設立して、事業体として用いる手法が一般的になってきました。しかし、会社や任意団体との違いが必ずしも明確に認識されているとはいえず、トラブルを生じるケースもあるようです。一般社団・財団法人においては、まずなによりも設立の時に気を付けておかなければならない必須ポイントがあります。次に、設立後の運営上、違法とならないために最低限守るべきルールがあります。それから、一般社団・財団法人の会計は、どのようにしたら適正なのか。税務では、どのような点が問題になるのかなど、押さえておかなければならない重要ポイントがあります。このセミナーでは、知らなかったでは済まされない一般社団・財団法人の設立・運営・会計・税務のポイントについてわかりやすく解説します。

1. 一般社団・財団法人を設立するときの必須ポイント
2. 違法とならないための法人運営ルール
3. 適正な会計のための原則と実務ポイント
4. 押さえておきたい一般社団・財団法人の税務のポイント

講師紹介 税理士、公認会計士 田中 義幸 氏

特定非営利活動法人NPO会計税務研究協会理事長。

NPO法人、公益法人、宗教法人など、非営利分野の会計・税務のエキスパートとして、『新公益法人会計詳解』、『公益法人等における収益事業の判定実務』、『非営利法人における消費税処理の手引』、『NPO法人のすべて』、『宗教法人会計のすべて』、などの著書がある。

= 開催要領 =

1. 日 時 平成27年9月4日（金）13時30分～16時30分（受付開始13時00分）
2. 会 場 税理士会館8階会議室（下記案内図参照）
3. 定 員・受講料 150名（先着順）・会場受講1名 6,000円
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は振込にてお支払いください。
 - ・会場受講のキャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、振込手数料差引のうえ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）
（株）日税ビジネスサービス（電話：03-3340-4488 FAX：03-3340-6702 <http://www.nichizei.com>）

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書（原寸大コピー可）をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。